

産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会（第5回）

議事要旨（暫定版）

○日時：令和6年12月25日（水）13:30～15:30

○場所：経済産業省本館17階第3特別会議室及びWebex

○出席者：

<委員>

神田委員長、小林委員、杉本委員、長田委員、藤原委員、三木委員、南委員、望月委員（途中退席）、山田委員、山本委員

<オブザーバー>

一般社団法人事業再生実務家協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、日本商工会議所、日本弁護士連合会、金融庁監督局、法務省民事局

○議題

- ・事業再構築小委員会報告書（案）について

○議事概要

事務局から資料3を説明の後、議題につき議論が行われた。委員及びオブザーバーからの主な意見及び質疑は以下のとおり。

また、議論を踏まえた事業再構築小委員会報告書（案）の修正については、委員長に一任することとなり、修正後、速やかにパブリックコメントに付すこととなった。

● 総論

- ・本制度については、現在の経済状況に鑑みると、是非とも早期に法案を成立させていただき、早期に施行いただくことを強く希望。

● 新たな制度の正当化根拠について

- ・12ページの「②新たな制度の正当化根拠」については、合憲性や憲法適合性といった文言も入れた方が良くはないか。表題に注記されていて、その注で詳細は宍戸教授の提出資料を参照となっているが、宍戸先生の提出資料はこの制度の憲法適合性についての御意見であり、(ア)(イ)(ウ)で書かれている内容も合憲性を支える根拠。この20年間の議論で、憲法適合性の問題はずっと議論の1つの頂点とされてきたところ、今回の審議会の1つの大きな成果は、そこに疑義がないことを確認して議論が進められたことと考えており、その部分は明記することが望ましい。

● 本制度の位置付けについて

- ・ 本制度は事業再生ADR等の既存の準則型私的整理手続と並置させることが適当であることは理論的にそのとおりだと思うが、本来、金融機関等の有する金融債権について権利変更する場合は、金融機関の理解を得て、同意に基づく権利変更が望ましい在り方であり、反対債権者に対して権利の変更を強制する制度の利用は、できるだけ謙抑的であるべき。

● 対象債権について

- ・ 「預金保険法に規定する金融機関」に「及び外国銀行」と入ったことは、今回の議論の1つのきっかけが、マレリの事案で外国銀行の日本支店が賛成に回らず事業再生ADRが成立しなかったことだと考えているため、大変評価できる。その上で、この外国銀行が特に日本の法人だけでなく、海外の銀行の日本支店も含むのか確認したい。
- ・ 対象債権については、基本的に事業再生ADRで認められている対象債権と同じような対象債権になるような方向で記載がされており、評価している。特に、貸金業者も含まれたことは非常に評価できる。
- ・ 万一、貸金業者を金融機関等を含めない場合、債務者が例えば、銀行と系列の貸金業者の双方からシンジケートローンやプロジェクトファイナンスで融資を受けている場合、同種取引であるにも関わらず、貸金業者の債権が対象にならず、大変不都合。
- ・ 対象に証券会社が入っていないのは、貸金業者で読み込むという趣旨なのか、他の理由があるのか確認させていただきたい。
→ 【事務局回答】金融機関等としては記載されていないものの、貸金業者は対象となるため、貸金業の登録を行っている証券会社については対象になり得る。
- ・ 客体の金融債権について、事業再生ADR等では、金利スワップや為替スワップを含めた金融機関の行っているデリバティブの違約金、借換え等で生じる清算金、ブレイクファンディングコスト（期限前弁済手数料）、コミットメントラインの解約手数料等も対象債権に含まれるため、こうしたものも対象に入るような方向で検討いただきたい。
- ・ 実務では、グループの中で子会社が借り入れて親会社が保証していることも多くあるため、金融債権の中に保証債権も対象として含めていただきたい。また、日本の事業会社が海外に支店や法人を持っており、邦銀の海外の支店または海外の子会社が、海外の事業会社の支店や子会社に貸し付け、それを親会社が保証することもよくあるパターンのため、これも対象になるような方向で検討いただきたい。

● 一時停止について

- ・ 13ページの「③既存の制度との関係を踏まえた本制度の位置付け」において、本制度もまずは任意の一時停止の要請があり、それでもカバーできないものに関して個別に裁判所による一時停止が出る制度であり、今の記載ぶりだと、今回の制度では裁判所による一時停止の命令が最初から発動されると読めなくもないため、一言補足した方が誤解を招かないのではないかと。

- ・ 17 ページの「②担保付債権の扱い」において、「一方で、一時停止の対象には保全部分も含めるなどの観点で、手続自体には取り込むこととする。」という一文があるが、本制度における任意の一時停止の要請と裁判所による一時停止は同じ名前のため、どの段階の一時停止なのか、もう少し詳しく書いた方が正しく理解されるのではないか。
- ・ 指定法人の一時停止が、事業者の要請に基づくものであり、必須ではないとすると、手続の開始時点が不明確になり、例えば、対象債権の額の基準日が分からなくなるなど、手続の安定性を欠くのではないか。また、その懸念解消には、裁判所の弁済禁止処分等を使わなくても、指定法人の一時停止要請を、事業者の求めがなくても必須にすることで足りるのではないか。

● 対象債権者集会の概要について

- ・ 決議に際して、権利変更に関する内容に加えて、賛否の判断に資する内容として、早期事業再生計画を提示することとなっているが、この中には例えば、経営者責任や株主責任の規定など、対象債権者が同意をする際の判断の前提となる事項もあり、これについては事業者側に遵守すべき義務や拘束がある程度あっても良いのではないか。
- ・ 権利変更には、いわゆる猶予と言われるリスケジュールと、カットと言われる減免の大きく2つがあることは、どこかで明記した方が分かりやすい。
- ・ 権利変更がリスケジュールのみの場合は、担保権付債権であろうがなかろうが、担保権を害しているわけではなく、単に債権のリスケジュールをお願いしているだけなので、債権額で議決すれば良いのではないか。

● 議決権の考え方について

- ・ 20 ページの「他方で、こうした措置を設けた場合、制度が複雑となり、本制度が目指す事業再生の迅速性を損なう可能性がある」とあるが、迅速性を損なうからという理由が適切か、検討いただきたい。
- ・ 非保全債権額の確定の手続に関して、額の確定について争いがあるときや、争いがないとしても、その不動産の評価等を行わなければいけないが、民事再生においても、争いがあるまま議決を迎えることはあるところ、その場合、どのような手続を想定しているのか。

● 決議の可決要件について

- ・ 頭数要件を一部付すことについて大きな異論はない。もともと銀行関係者の方々から、特にメイン銀行が多額の債権を持っている場合に、強引に多数決制度を利用して可決させるような濫用的な事例を防ぐために、頭数も付すべきとの意見だったと理解。

● 反対債権者に係る懸念について

- ・ 反対債権者に係る懸念については、今後、具体的な対応について検討を進めていくとあるが、例えばでも何か考えがあれば、パブリックコメントの際には注で書くなどすれば良いのではないか。

→ 【事務局回答】制度的な対応として、法律レベルで想定していることはなく、法律的な対応ではないところで検討を進める余地があることについて記載しているもの。

● 裁判所の審査対象・認可要件について

- ・ 清算価値保障等の認可要件を確認する前提として、事業再生ADR等では、例えば、財産評定手続や計画案の数値基準等が定められており、それに基づき手続が進行するが、本制度でも認可要件を確認するために必要な財産評定手続等の手続を定める予定なのか。

● 即時抗告について

- ・ 22 ページの「②即時抗告」について、即時抗告の対象となるのは不認可の場合も含むと思うが、「裁判所の認可について」とあるため、認可の場合のみに見えなくもないため、紛れのないように「裁判所の認可に係る裁判」のように文言を工夫いただきたい。

● 指定法人の要件について

- ・ 本小委員会の議論では、指定法人の役割が特に重要と繰り返し強調されてきたが、現在の報告書(案)の表現では必ずしもそのことが表現しきれていないのではないかと。特に、22 ページの「なお、指定法人の指定に関しては、新しい機関を創設するのではなく、既存の制度・枠組みの活用も考えられる」との記載は、異論は全くないものの、パブリックコメント等で一般の方々がこれだけ読むと、結局、現在の制度で相当する役割を担っている機関をそのまま横滑りさせるようにも読めるため、例えば、注として、既存の制度を使う場合でも、今回の新しい制度に合わせて、機関構成や活動内容の再検討を求めることは当然あり得るといったことを記載しておくことが必要ではないか。
- ・ 報告書に書くことでもなく、法律ではなくて下位法令の話かもしれないが、新しい制度の下での指定法人の役割については、審査機能だけでなく、計画案の作成に際しての経営判断の要素について、より経営判断的なプロの参画が必要になるため、サポート機能をちゃんと果たす責務があることを、下位法令レベルかもしれないが記載いただきたい。

● その他

- ・ 倒産前の早期かつ迅速な事業再生を促進する観点から、対象事業者を経済的に窮境に陥るおそれのある事業者とすることについては賛成であるが、民事再生法上の経済的窮境にある状態の前段階とする場合、法人税基本通達や法人税法施行令との関係で問題が生じないかどうか、税務当局と十分に御調整いただきたい。また、その際、事業再生ADRの現在の債務者要件の改正も検討いただきたい。
- ・ 進め方について、制度が円滑に運用されていくに当たっては、この報告書(案)でまとめられている法令レベルの規定だけでなく、より詳細な制度設計の策定や実務面の整理も重要になるため、今後、検討を行う場合には、連携、協議の機会をいただきたい。

お問い合わせ先
経済産業政策局産業組織課
電話：03-3501-1511（内線 2621）